

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告ら平成 18 年 9 月 5 日付傍聴許可申請に対する被告意見

平成 18 年 9 月 6 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



第 1 申請に対する被告意見

1 被告は、本申請を不許可とする旨の決定を求める。

第 2 理由（総論）

- 1 本件訴訟は、法律的及び科学的に高度な論争点を含む事件であり、その意味で、本準備手続は、静謐な環境下において、理性的・理論的に争点を整理することが求められる。
- 2 ところで、民事訴訟法 169 条 2 項は、弁論準備手続において、「手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き」、傍聴を許可するものと定める。ここに、「手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き」とは、当事者に心理的影響を与える場合（例えば、その者の存在により当事者の萎縮を招くような場合）にも、その傍聴を許すべきでないといわれる（上原敏夫「弁論準備手続」講座新民訴 1、322 頁）。
- 3 そして、本件訴訟の前記特徴に鑑みるならば、本件準備手続の静謐な環境維持はより強く求められるべきものと解する。
- 4 しかしながら、これまでの弁論準備手続においては、原告ら当事者も当該手続に臨席しているが、貴庁において顕著などおり、臨席した原告らは、これまで、被告代理人あるいは被告担当者の発言に対して、

失笑したり、不規則発言を行ったりする等（独白の域を超えた大声でのコメントを含む。特に、被告担当者が黒田実験の概要を説明した際、当該実験に使用した水に関し、大声でコメントをした前歴は記憶に新しい）、被告らに対し、強圧的な態度をもって萎縮させようとするなどしており、理論的・理性的な進行の妨げとなっている。そして、原告ら代理人らは、これらの状況に対して、臨席原告らを諫めるどころか、却って事態を放置する状況が続いている。

- 5 原告ら本人ですら、前記の状況であり、したがって、被告としては、準備手続への原告ら本人の臨席を忌避したいところであるが、今般の原告らの申出は、現状以上に、被告代理人及び担当者の心理的圧迫を与えるおそれが顕著であるので、強く、傍聴に異議を唱える次第である。
- 6 以下、傍聴許可申請にかかる各人に関し、その前歴や属性等を詳らかにすることにより、当該傍聴許可により、「手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合」が生じることを述べる。

第3 安田節子について

- 1 安田節子氏は、「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンは、遺伝子組み換え作物の作付け禁止や表示の徹底を求めて活動」することを会の目的とし、本件実験遂行を強力に反対する立場を内外に表明している「遺伝子組換え食品いらない！キャンペーン」事務局長職にある人物である。
- 2 日本消費者連盟事務局員等を経歴、現在、食政策センター21の主宰者、農水省の遺伝子組換え表示基準などに強い反対をする運動家として知られている。
- 3 安田氏の活動は、執筆等にとどまらず、本件実験に反対するための直接的行動として、被告北陸研究センター前や上越市に来て、デモ等の直接的抗議活動を展開している。
- 4 さらに、平成17年5月31日のGMイネ作付時には、作業中の被告研究員らに「人殺し」などとの罵声を浴びせかけた前歴がある。

第4 長谷川均氏及び高橋孝氏について

- 1 長谷川氏及び高橋氏については、安田節子氏と同様の思想的立場にある。
- 2 長谷川氏は、本件訴訟を事実上遂行する「新潟の米と自然を守る会」の事務局長職にあり、カンパ等訴訟に要する費用の経理に関する総責任者である。
- 3 また、同氏が被告北陸研究センターに来訪した際（平成15年には複

数回来訪したほか、平成18年6月20日にも来訪)、本件実験に強行に反対する集団を引率し、対応した被告職員に対し、強圧的態度を誇示し、当該集団のリーダーとなり、煽動した前歴がある。

- 4 高橋氏は、長谷川氏の同僚として、事実上、思想行動を共にする同士であることも明らかと考える。

第5 まとめ

- 1 以上のおおりにあり、事実、被告担当者は、許可申請にかかる者たちが準備手続に臨席することにより、強い心理的影響を受けることを被告代理人に申し出ており、また、被告代理人としても、理性的な議論を尽くす上で必要となる静謐な環境が、これまで以上に危殆に瀕することは顕著であると思料する。
- 2 したがって、原告らの求める傍聴許可は許されるべきではない。

以上